



Title	台湾における養子縁組の制度的特徴と現実の機能：特に日本法との対比で（1）
Author(s)	黄, 淨愉
Citation	新世代法政策学研究, 7, 291-322
Issue Date	2010-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43878">https://hdl.handle.net/2115/43878</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP007_012.pdf



## 台湾における養子縁組の制度的特徴と 現実の機能 —特に日本法との対比で—(1)

黄 淨 愉

### はじめに

養子縁組とは、人為的に法的親子関係を創設する制度である。その目的は、時代や各国の社会に応じて異なるが、世界的な趨勢として、「家のため」から「親のため」を経て、「子のため」の養子縁組へと変容してきた。具体的には、父権的な大家族制度の下では、家族集団の統率者たる男子(=家長)に息子がいない場合に、養子縁組によって家の承継者を獲得せざるをえなかった。これが「家のため」の養子縁組である。次いで、大家族の結合が崩れ、夫婦とその子どもで構成される核家族が登場するにつれて、子に恵まれない夫婦が子を養いたいという親の願望を満足させるとともに、労働力の補強、老後の扶養等を目的とする「親のため」の養子縁組が行われるようになる。そして、近年では、親のない子に親を与え、その健全な育成を図るという理念のもとに養子縁組制度が存在すると考えられるに至っている。このような「子のため」の養子縁組は、第一次世界大戦時に孤児・棄児・婚外子が大量に生じたことを契機として急速に発展したもので、今日の養子縁組制度の理念型である。そこで、近時の世界各国の養子縁組立法の重点は、未成年養子の福祉を図ることに置かれるようになった<sup>1</sup>。現代養子縁組法の立法動向は、以下の4点にまとめられる<sup>2</sup>。第1に、

---

<sup>1</sup> 我妻栄『親族法』(有斐閣、1961年)254頁以下、遠藤浩ほか編『親族』〔第4版増

養子縁組制度における監護教育の機能を重視し、未成年養子を中心として養子縁組制度を展開させようとする傾向である。第2に、縁組の実質的要件を緩和することにより、恵まれない子の正常な家庭での収養を容易にしようとするものである。第3に、養子となる子を十分に保護するために、養子縁組の成立方式として官庁宣言型を採用する傾向が挙げられる。第4に、縁組の効果として完全養子型を採り、養子と実親との間の法的親子関係を断絶して養子を養家に溶けこませようとするものである<sup>3</sup>。このように、「子のため」の養子縁組制度が求められる傾向にあるなか、監護教育の要らない成年養子は、例外的に認められるにとどまり、認められない立法例もある<sup>4</sup>。

日本における養子縁組の当初の目的は、まさに家の承継者を確保することにあつたが、そこからさらに発展して様々な目的で使われるようになった。明治民法下で行われた養子縁組は、「家のため」のものばかりでなく、家族の労働力を補充するため、あるいは、婚姻につき女子の家格を引き上

補補訂版]』（有斐閣、2004年）192頁以下。

<sup>2</sup> 陳棋炎ほか『民法親屬新論〔修訂7版〕』（三民書局、2008年）327頁以下（黄宗樂執筆）。なお、戴炎輝ほか『親屬法〔最新修訂版〕』（2007年）341頁以下は、養子の利益を最高の原則とすること、未成年養子縁組と成年養子縁組を区別すること、並びに公的機関が介入・監督することという3点を、現代養子法の立法動向として挙げている。

<sup>3</sup> 山本正憲『先例判例養子法』（日本加除出版、1996年）326頁によれば、縁組の効力によって養子を「完全養子」と「不完全養子」に分けることができる。「完全養子」は断絶養子ともいうが、その特徴は、養子と実方との親族関係が完全に切断され、子が完全に養親のみの子となることである。逆に、「不完全養子」は縁組後においても従来の親族関係がそのまま存続するので、いわゆる重複親族関係が生じる。米倉明『特別養子制度の研究』（新青出版、1998年）は、「完全養子」を養親への「完全嫡出子化」と呼ぶ。

<sup>4</sup> ドイツとスイスでは、成年養子縁組に対して未成年養子縁組よりも厳格な成立要件を設けることによって、成年養子縁組の成立を抑えようとしている。イギリスの養子法は1926年に制定されたが、立法当初から成年養子縁組を承認しなかった。なお、成年養子縁組の存在意義について、鈴木博人「成年養子制度の現代的意義——西ドイツの場合を手がかりにして——（1）（2完）」法学新報95巻7・8、9・10号（1989年）参照。

げるためのものがみられ、また、芸妓にさせるための養子縁組や徴兵免除のための養子縁組、孤児を収養するための養子縁組もあった。その意味で、明治民法の養子縁組制度には、確固たる目的がなかったといえる<sup>5</sup>。昭和22年民法改正の際に、家族の民主化に伴って養子法も改正され、家督相続の象徴ともいえる婿養子縁組と遺言養子縁組が廃止された。また、縁組によって子どもを「喰いものにする」ことが頻繁に行われていたことに鑑み、自己または配偶者の直系卑属を養子とする以外の未成年養子縁組には、家庭裁判所の許可が必要とされた（民798、以下「未成年許可養子」という）。とはいえ、改正後も、日本の養子縁組制度は、依然として養子をとることが容易で、離縁も簡単にでき、縁組の効果も嫡出子たる身分を取得するにとどまるものとなっている。つまり、どのような目的においても使える制度となっているため、「子のため」の養子縁組制度という観点からみれば、不徹底な改正といえよう<sup>6</sup>。婚外子や孤児を救済する必要性が社会的に注目されるようになったのは、昭和48年に菊田医師による実子斡旋事件が明るみになったことがきっかけである<sup>7</sup>。その結果、昭和62年に特別養子縁組制度が導入され、翌年から施行されるに至った。

特別養子縁組制度は、育ての親がいない子の福祉という理念、さらに、

<sup>5</sup> 山島正男「明治民法起草者の養子制度観——民法における養子縁組の性格をたずねて——」中川善之助・打田峻一編『現代私法の諸問題（下）』（有斐閣、1959年）752頁以下は、これについて、「起草者が無制限主義を採用した最大の理由は、一般に現に行われておりまた将来も行われるであろう養子の慣習の尊重にあつた」と述べる。

<sup>6</sup>（普通）養子縁組の成立要件について簡単にいえば、養親となる者は成年者で（民792）、養子となる者より一日でも早く生まれ、かつその卑属でないだけでいい（民793）。縁組を一種の契約と認めるため、縁組は原則として届出によって成立する（民799）。縁組が成立しても、養子と実親との親子関係が存続するし、養子はさらに他人の養子ともなりうる。なお、昭和62年の改正では、特別養子制度を新設するとともに普通養子制度にも若干改正を加えたが、前述の要件と効果は維持されている。昭和62年の改正に関し、細川清『改正養子法の解説』（法曹会、1993年）参照。

<sup>7</sup> 菊田医師事件について、中川淳「特別養子制度成立の前」戸籍時報535号（2001年）60頁、菊田昇「菊田医師事件と特別養子制度——『民法等一部改正法』成立にあたっての覚書（寄稿）」法学セミナー395号（1987年）122頁参照。

実子として育てたいという養親の心情を満たす目的に支えられている<sup>8</sup>。後者の目的を達成するために、戸籍の記載を実子と同様になるよう工夫するとともに、縁組の効果として完全養子型を採用した（民817の9）。加えて、子の福祉を図るため、養親となる者は夫婦であること（民817の3）、養子となる者を6ヶ月以上試験養育すること等を条件として（民817の8）、子の利益のために特別の必要性があることを縁組の前提とした（民817の7）。養子となる者は6歳未満の乳幼児に限られ（民817の5）、その縁組は、家庭裁判所の審判のみによって成立し（民817の2）<sup>9</sup>、一旦成立すると離縁が厳格に制限される（民817の10）。このような厳格な要件と強い効果は、従来の日本の養子縁組制度にはみられないものであり、これらの点にも、特別養子縁組制度が、「子のため」の養子縁組制度を目指したことがみてとれる。とはいえ、特別養子縁組制度は、現実において、きわめて少ない件数しか利用されておらず、必ずしも子の福祉に仕えているとはいえない。図表1によれば、戦後、養子縁組届出件数は年間8万件から9万件程度で推移しているが、その中の未成年許可養子と特別養子の数は減少する一方であり、近時では年間わずか千件程度にとどまっている。そのうち、特別養子縁組に関しては、1989年には1,205件が成立したものの、そこで頭打ちとなっており、制度発足から20年後の2008年には309件しかない<sup>10</sup>。では、このように日本における養子縁組制度が、子の福祉に仕えていないならば、いったい何のために利用されているのか。法務省による昭和57年調査<sup>11</sup>か

<sup>8</sup> 以上の日本における養子法の歴史等について、内田貴『親族・相続〔補訂版〕』（東京大学出版社、2004年）248～252・271～272頁、中川高男『親族・相続法講義〔初版〕』（ミネルプア書房、1989年）202頁以下。

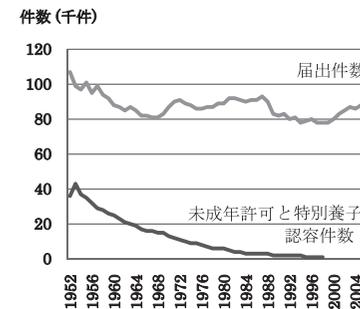
<sup>9</sup> 中川善之助＝山島正男編『新版注釈民法(24)親族(4)』（有斐閣、1994年）106頁（山島正男執筆）によれば、特別養子縁組の最大の意義は、何よりも縁組が家庭裁判所の審判によって成立する点にある。国の責任において親子関係を創るというのは、日本養子制度の歴史にとって画期的なことだという。

<sup>10</sup> 澤田省三「特別養子縁組制度の現状と課題」志学館法学1号（2000年）23頁によれば、制度発足直後の縁組件数がわりと多いのは、特別養子制度の施行を待っていた者があつたことや、既に普通養子縁組をしている養親が特別養子に切り替えたいと希望して申立を行った者が多かつたことに起因するという。

<sup>11</sup> 同調査は、同年10月に日本全国から任意に9つの市区町村を抽出し、そこで受理

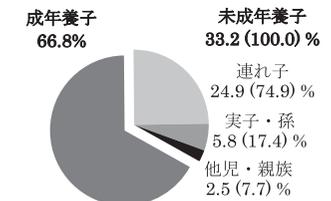
ら、その実態を窺うことができる（図表2）。成年養子縁組が縁組総数の約3分の2と非常に多い一方で、未成年の連れ子養子縁組も看過できない割合を占めている。また、未成年養子縁組において、自分の子や孫を養子とするものが存在し、しかも他者の子（以下「他児」という）や親族を養子とするものより多いというのは、世界的な趨勢からは想像し難く、日本における特異な現象であると思われる。それぞれを詳しく分析すれば、以下のようになる。

図表1 【日本】養子縁組件数の推移



出典）法務省『法務年鑑』（各年）、最高裁『司法統計年報』（各年）による。

図表2 【日本】養子縁組の類型



出典）法務省昭和57年調査による。

同調査によれば、成年養子縁組では、男性の養子が8割を占めており、その中でも20代・30代の者が圧倒的に多い（9割）。彼らは婿養子と推測され、日本の養子縁組の過半数が依然として家の跡継ぎを確保するために利用されていることが窺われる<sup>12</sup>。そのほかに、愛人を養子にすることや、

された養子縁組の戸籍届出事件2,120件を対象とする。データの詳細については、三浦正晴「我が国における養子縁組の実態」戸籍462号（1983年）15頁、「養子縁組に関する実態調査（上）（下）」戸籍462・463号（1983年）参照。なお、同調査は、継子を養子とするものを一律に連れ子養子縁組と称するが、実際の継子には配偶者の嫡出子のみならず、非嫡出子も含むので、連れ子養子縁組という分類は精確ではない。だが、本稿はその分類に従い、継子養子を連れ子養子に統一する。

<sup>12</sup> 湯沢雍彦「養子制度の概要と日本の実情」養子と里親を考える会編『養子と里親

同性愛者が法的関係の安定を望んで縁組を結ぶことも実際に行われている<sup>13</sup>。なお、偽装の養子縁組を繰り返して別姓を名乗り、虚偽名義の口座を開設して転売する事例がある。こうして転売された口座が振り込み詐欺等に悪用されている<sup>14</sup>。また、同じ方法によって虚偽の免許証や健康保険証を取得し、それをもとに借金をする事例も少なくない<sup>15</sup>。1人につき3万円の報酬で、不法滞在している外国人193名と養子縁組をした事例も報道された<sup>16</sup>。成年養子縁組制度の廃止は、2度にわたって法制審議会民法部会身分法小委員会に取り上げられたものの、改正を要するほどの差し迫った問題ではないとして保留された<sup>17</sup>。成年養子縁組の成立件数が実際に多いこと、老後の扶養や遺産の相続、氏や祭祀の承継は単なる契約や遺言だけでは不十分なこと、また、国際的にも成年養子縁組を承認している国が少なくないことに加えて、これを存続させても重大な弊害があるとは思われないというのがその理由である<sup>18</sup>。しかし、前述のように、成年養子縁組の濫用は現に深刻な社会問題となっており、それを受けて、日本の養子縁組制度を改善すべきとの指摘がなされている<sup>19</sup>。

未成年の連れ子養子縁組のうち、妻の子を養子とするものが9割を超えている。離婚後の子の親権者は母に定められることが多く（民819）<sup>20</sup>、加

えて、ほとんどの夫婦が夫の氏を選択するため（民750）<sup>21</sup>、妻の連れ子は、通常、母および継父と氏が異なる。家庭裁判所の許可を得てから届け出ることによって、再婚後の母と同氏になることが可能だが（民791 I）、縁組届による方が簡単なため、連れ子養子縁組の場合、縁組は氏の変更のために便宜的に利用されていると思われる。同じく便宜的に利用されているのは、孫養子縁組である。昭和63年相続税法改正前においては、相続人を増やすことには相続税を減らす効果があったため、租税回避目的で孫を養子とすることがよく行われていたという<sup>22</sup>。

未成年許可養子縁組と特別養子縁組は、いずれも主に血縁関係のない他児や親族を養子とするものであり、その実態を知るには、最高裁判所による平成10年統計<sup>23</sup>が参考になる。同統計によれば、未成年許可養子・特別養子のうちでは、他児養子をもっとも多く（48.3%）、親族養子がそれに次いでいる（32.6%）。とはいえ、他児養子の件数は、当年の全養子縁組届出件数に対する割合では0.7%にすぎない。このことから、日本の養子縁組制度が子の福祉のために機能していないことが強く推定できる。ちなみに、同統計をまとめてみると、普通養子縁組と特別養子縁組の特徴が明らかになる。図表3をみる限り、特別養子縁組制度は、その理念どおり、婚外子をはじめとする恵まれない子どもを救済する機能を果たしているが、普通養子縁組制度は、そのような機能を果たしていないように思われる。なぜなら、普通養子となる未成年者は、6歳以上の嫡出子で、父母とも健在な者が多く、かつ親族に引きとられることが多いからである。また、昭和60年の調査によると、未成年許可養子縁組における養親となる者の縁組目的は、「養育」64.6%、「家名存続・祭祀承継・老後の扶養」18.3%、「その他」9.8%、「財産相続」7.3%であった<sup>24</sup>。したがって、普通養子縁

——日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題——』（日本加除出版、2001年）16頁。

<sup>13</sup> 松川正毅『親族・相続〔第2版〕』（有斐閣、2008年）124頁。

<sup>14</sup> 朝日新聞2009年1月15日朝刊・同2008年8月19日朝刊・同2008年7月5日朝刊等。

<sup>15</sup> 朝日新聞2008年11月15日朝刊・同2008年10月2日朝刊等。

<sup>16</sup> 朝日新聞1998年10月20日朝刊。反町めぐみ「成年養子縁組の法的規制の必要性に関する一考察」現代社会文化研究37号（2006年）61頁も参照されたい。

<sup>17</sup> 昭和34に公表された同委員会の「親族法改正についての仮決定及び留保事項」において、「なお検討する」と発表された。2度目に取り上げられたのは昭和62年法改正の際である。

<sup>18</sup> 中川ほか編・前掲注9）160頁（中川高男執筆）参照。

<sup>19</sup> 湯沢・前掲注12）29頁、「第58回総会合同研修会協議問題審議結果速報」戸籍778号（2005年）33頁以下、「第58回全国連合戸籍事務協議会総会特集号」戸籍782号（2006年）58頁以下。

<sup>20</sup> 最高裁判所編『司法統計年報3家事編』によれば、離婚の際に子の親権者を母に定める割合は、法務省57年調査当時は74.6%であるが、2008年は91.4%である。

<sup>21</sup> 内田・前掲注8）49頁によれば、制度上は夫と妻のいずれの氏を称するの自由であるが、実際には98%以上の夫婦が夫の氏を選択している。

<sup>22</sup> 内田・前掲注8）252頁。

<sup>23</sup> 最高裁編・前掲注20（1998年）。

<sup>24</sup> 同調査は、東京家裁本庁の昭和60年1月から6月までの間に既済となった養子縁組許可申立事件82件を素材として行われた。永吉盛雄「家裁における未成年者縁組について」法律のひろば39巻2号（1986年）39頁。

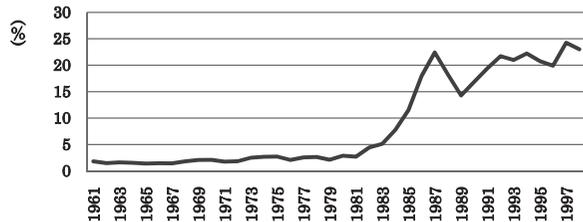
組制度は、実親による養育の困難を親族間で助け合うため、「親のため」という目的が多く、さらには、便宜的に使われている可能性もある。なお、図表4が示すように、1980年代から日本における未成年養子縁組の涉外事件が急増しており、その9割近くは外国人を養子とするものである。ところが、日本人夫と外国人妻が共同して外国人の養子を迎えることが断然多く（57.9%）、それを日本人男性が単独で外国人養子を迎えるものと合計すれば、涉外事件の74.7%に達している。養子と養母との間に血縁関係のある事例が涉外事件の68.9%を占めていることからしても、日本における国際養子縁組には、日本人男性が国際結婚をするに伴って相手方の子を養子とするものが多いことがわかる。それに、日本人夫婦が外国人の子どもを養子にとるものはわずか3.8%しかないことから、日本が国際養子の受入国だといっても、他児養子が多い欧米とは異なる傾向があるといえる。

図表3 【日本】未成年養子認容事件における普通養子と特別養子の特徴

項目	普通養子		特別養子	
	特徴	%	特徴	%
養子の性別	男女同程度	各50	男性が多い	55
養子の年齢	6歳未満の者が少ない	28	6歳未満の者が多い	95
養子の父母の生死	父母ともに生存	55	母だけ生存	70
養子の嫡出性	嫡出子が多い	70	非嫡出子が多い	86
養親子の縁組前の関係	親族養子が多い	48	他児養子が多い	96

出典) 最高裁『司法統計年報』(1998年)による。

図表4 【日本】未成年養子涉外事件の割合の推移



出典) 最高裁『司法統計年報』(各年)による。

以上、日本における養子縁組制度の沿革と現状を概観した。日本の養子縁組制度は、世界の趨勢に即して「子のため」に整備されてきたが、現実的にはそのように機能しておらず、養子縁組は、依然として「家のため」、「親のため」ないし便宜的な目的に使われているものといえる。日本は、養子縁組の総数からみればアメリカに次ぐ世界有数の養子大国であるが、未成年他児養子の数からみれば養子小国というべきであろう<sup>25</sup>。このように、「家のため」の養子縁組制度の残滓は、今日でも国民の縁組意識の中に色濃く残っているとされる<sup>26</sup>。

では、同じ東アジアに属し、半世紀にわたって日本に統治されていた台湾においては、養子縁組制度はどのような歴史をたどり、また、現実的にどのような機能を有してきたのか。台湾法を日本法の比較対象とするのは、植民統治によって日本法が多かれ少なかれ台湾法に影響をおよぼしているからというだけでなく、両国の養子縁組制度には、いずれにも中国的な要素が含まれているのではないかと考えているからである。敷衍すれば、日本において養子縁組が明確な制度として確立されたのは律令時代であり、大宝令・養老令の戸令は、中国の唐令をそのまま模倣したものとされている<sup>27</sup>。したがって、日本の当初の養子縁組法は、中国の伝統法を継受していたのであり、その影響は、現在の日本法にもおよんでいると考えられる。一方、台湾人の大部分は中国からの移民であり、また、台湾では、清朝統治時代に大清律令等の法律規範が施行された。日本統治を経て、現在台湾で施行されている中華民国民法の親族編も、1931年に国民党政府が中国南京で制定・施行したものである。そのため、欧米諸国を比較対象とするよりも、むしろ共通点を有する台湾法を日本法と比較する方が有益だと思われる。とりわけ親族法という分野は、常に民間の慣習に影響され、伝統的色彩を帯びているからである。

本稿は、3章からなる。まず第1章では、台湾における養子縁組制度の

<sup>25</sup> 湯沢・前掲注12)13頁。

<sup>26</sup> 有地亨『新版家族法概論〔補訂版〕』（法律文化社、2005年）159頁。松川・前掲注13)124頁は、婿養子および伝統工芸等を受け継ぐ能力のある者を養子とする日本人の考え方は、西洋諸国にはみられないという。

<sup>27</sup> 青山道夫『養子』（日本評論新社、1952年）50頁。

沿革および現行法下の養子縁組の内容について概観する。第2章では、国家機関による統計資料や研究者による調査結果をもとに、台湾における養子縁組の実態を考察する。養子縁組に関する法院の認可裁定书や新聞記事も縁組の実態の把握に有用であるため、それらの資料も分析の素材として用いる。第3章では、第2章において明らかになった台湾における養子縁組の現実の機能について、制度的観点からその形成要因を検討する。すなわち、台湾養子縁組法の制度的特徴と台湾における縁組の実態との相関について考察する。その際、実態の形成に影響を与えている現実的要素も析出したい。最後に、台湾と日本における養子縁組の現実の機能を比較し、その共通点と相違点を捉える。それによって、台湾の養子縁組制度が現実的に世界の趨勢に即して「子のため」に使われているのか、それとも日本のように依然として伝統的な養子縁組の目的に仕えているのかを明らかにしたい。そして、台湾法から日本法への示唆を得べきいくつかの点を指摘する。

## 第1章 台湾における養子縁組制度の概要

本稿の主題である台湾における養子縁組の「制度的特徴」および「現実の機能」を検討する前に、まず養子縁組制度変遷の経緯と、現行法下での養子縁組制度の内容について概観する必要がある。養子縁組制度変遷の経緯をたどることによって、養子が台湾社会において、いかなる歴史的な意義を有するかが明らかになる。また、現行法下の養子縁組制度の内容を概観することによって、縁組の要件や手続を把握しておく。

### 第1節 養子縁組制度の沿革

台湾は、1683年に清朝の版図に編入されたが、清朝が日清戦争に敗れたことにより、1895年に日本へ割譲された。清朝統治時代には、大清律例等の法律規範が台湾で施行されていたものの、民事事項は、主に民間の慣習により規律されていた。このような政策は、日本統治時代においても変わらず、内地延長主義が採られた後期であっても、親族・相続法の領域では、依然として固有の慣習が尊重されていた。前述のとおり、台湾在住者は、ほぼ中国、特に福建省・広東省からの移民である。そのため、台湾の慣習

といっても、基本的には中国伝統法そのものであり、そこに台湾独自の諸環境によるわずかな影響がおよんだものにすぎない<sup>28</sup>。

中国の伝統的な思想においては、祖先の祭祀が何よりも重要とされ、それが絶えれば、祖先が鬼となって家族に不幸をもたらすと信じられている。また、祖先を祀る資格を有する者は、男系子孫だけとされているので、男性に息子がいなければ、この上ない親不孝であり、世間体が悪いと考えられている。したがって、息子に恵まれなければ、養子縁組制度を利用して祭祀の担い手を確保するのは自然なことであるとされる。こうして中国では、祭祀を維持するために養子縁組制度が発達してきた。本稿では、このような養子縁組を「〔宗〕のため」の養子縁組ということにするが、これは台湾における養子縁組の最初の目的である（宗を維持するという目的を〔伝宗接代〕といい、その手段たる縁組を〔立嗣〕という。また、〔立嗣〕された者を〔嗣子〕という）。宗とは、共同祖先から分岐している男系血統のすべてを総括する概念である。宗という概念の根本には、血統は父から息子へと伝わるもので、それが幾世代にわたっても血統の同一性は損なわれないという思想がある。息子の生命は父の生命の延長であり、さらに、ひとつの家族は1人の祖先の生命が連綿と拡大したものと考えられている。男性は、兄弟が何人いても宗の観点からすれば血統は同一なので、兄弟間の地位は平等とされ、長男が優遇されるわけではない<sup>29</sup>。このような宗の体系を維持するために、すべての男系子孫は自分の跡継ぎをつくらなければならない。さらに、祭祀を維持するということは、息子に祖先を祀り続けてほしいという意味だけでなく、自身をも祀ってほしいという意味が含まれている。なぜなら、祖先の祭祀は男系子孫全員が行うが、自身の祭祀は自分の息子しか行ってくれないからである。したがって、祭祀の維持は、長男だけでなく息子各人の役目であり、ひいては子を産む女性も含めた家族全体の責任である。もっとも、祖先の祭祀は、血縁者によらな

<sup>28</sup> 法務部編『台湾民事習慣調査報告〔6版〕』（法務部、2004年）1頁以下。なお、清朝統治時代から戦後までの台湾における養子縁組の慣習について、主に同書160頁以下を参照した。

<sup>29</sup> 例えば、相続分は同様である。宗について、滋賀秀三『中国家族法の原理〔初版〕』（創文社、1967年）参照。

ればいくら祀っても祖先のためにならず、かえって宗を乱すと考えられているため、立嗣の重点は、血のつながりのある者（〔同宗〕という）を養子とすることにあり。要するに、養子縁組は、宗内における地位を移動させるものにすぎない。なお、〔同姓〕が同宗だとみなされているので、〔異姓不養〕という慣習があった。立嗣のもうひとつの重点は、〔昭穆（しょうぼく）相当〕、つまり父世代の者の養子は、子世代の者でなければならないということである。したがって、養親子関係は、必ず叔父と甥の間で結ばれる。さもないと、宗を乱すも同然であると考えられていた。

清朝統治時代の台湾における養子縁組の主な目的は「宗のため」であったが、移住してきた人々は、開拓のために、家族の成員を増やして労働力を向上する必要があった。そのため、実子の有無によらず、「家<sup>30</sup>のため」に養子をとることが多かった。また、女子を養子とすることも盛んに行われていた。養女をとると養母が自ら息子を産むことができるという迷信も影響していたが、その労働力を必要とする者もいれば、未来の嫁として迎える者もいた（童養媳）といい、厳密に言えば養子ではない。このように、清朝統治下の台湾では、「宗のため」と「家のため」の養子が多かった。日本統治時代においても、養子縁組の目的に変化はなかったが、女子を売買して下女とすることが法律によって禁止されたため、養女の名義を借りてその目的を達する者が現れ、養女の数がより一層増えることとなった<sup>31</sup>。養子と実方の関係が断絶されるこのような〔買断養子〕縁組においては、養親が養子を商品のように扱って、さらに他人の養子に出す可能性もある<sup>32</sup>。そのため、今日の完全養子型に当たる買断養子は、人倫および公序良俗の違反として認められなかった<sup>33</sup>。

1945年の日本の敗戦後、中華民国政府による支配に伴い、台湾でも中華民国民法が施行された。同親族編は、1929年に中国において起草され、1930

<sup>30</sup> 家とは、広義には宗を指すが、ここでは実質的生活共同体という狭義の意味で用いる。こういった生活共同体においては、同棲しながら家計を共にする、いわば〔同居共財〕がなされている。滋賀・前掲注29)50頁参照。

<sup>31</sup> 姉齒松平『本島人ノミニ関スル親族法並相続法ノ大要』（台法月報、1938年）165頁。

<sup>32</sup> 買断養子について、法務部編・前掲注28)162・170頁。

<sup>33</sup> 昭和12年上民165号・同年10月9日台湾高等法院上告部判決。

年に公布、1931年から施行されたものである。男女平等の原則を実現し、個人を家から解放するために、また、息子のいない者の財産をめぐる親族間の紛争が頻発していたことから、中華民国民法では〔宗祧継承〕制度<sup>34</sup>が廃止され、養子縁組制度もそれに伴って一本化された。すなわち、立嗣はもはや承認されないこととなった。しかし、遺言養子縁組を承認し（民旧1071・1143）、死後離縁を禁じ、また、裁判離縁の事由について養親の利益を重視したので（民旧1081）、31年の養子縁組法は、伝統から完全に脱したわけではなく、未だ「宗のため」や「親のため」に仕えるものだったといえよう。1966年の実態調査によれば、戦後の台湾では、養子縁組は、老後の扶養や家業の承継のためにも行われていたが、その主たる目的は依然として伝宗接代にあった<sup>35</sup>。このように慣習的な立嗣は継続しているものの、養子縁組によらず、嗣子の名前を死者の位牌に書き残し、死者の服喪・祭祀を担わせる方法も採られるようになった<sup>36</sup>。この背景には、縁組の効果として完全養子型が採用されたため、父母が安易にわが子を養子に出そうと思わなくなったという事情があるかもしれない。この事態は、経済の発展によって大家族が解体するとともに少子化が著しく進んでいる社会的背景と相まって、さらに拡大すると予想される（図表5）。ところで、養女の状況に注目すれば、省政府の1960年調査が示すように、子がないことを理由とする縁組は54.5%を占めており、養女は必ずしも奴隷のように使われていたとは限らない。しかし、下女にするため（1%）、あるいは、売春させるため（0.1%）の養女も確かに存在していたのであり<sup>37</sup>、実際の

<sup>34</sup> 宗祧継承と遺産継承は、中国における伝統的相続制度の2つの柱であり、とりわけ前者の重要性が強調されていた。宗祧継承とは、身分および祭祀の地位に関する引き継ぎであり、伝宗接代とはほぼ同義である。宗祧継承の廃止理由について、司法行政部民法研究修正委員会編『中華民国民法制定史料彙編（下冊）』（司法行政部総務司、1976年）347・362・591頁、盧静儀『民初立嗣問題的法律與裁判』（五南、2006年）160頁以下参照。

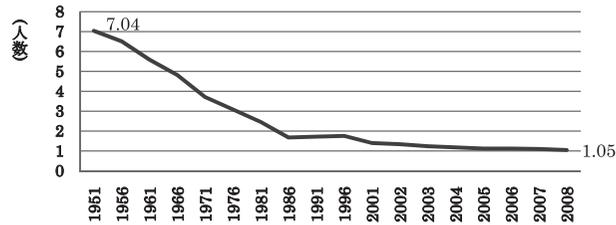
<sup>35</sup> 法務部編・前掲注28)161頁。この結果は、1966年司法行政部台湾民事習慣調査資料「高雄縣美濃鎮座談会」と「台南市座談会」各記録による。

<sup>36</sup> 法務部編・前掲注28)162・166頁。この結果は、前掲注35同調査資料「雲林縣」・「高雄縣美濃鎮」・「澎湖縣」・「台東縣」等座談会の各記録による。

<sup>37</sup> 聯合報1960年8月21日3面。

数は、ここで挙げられた数値より多いものと推測される。

図表5 【台湾】総生育率の推移



注) 総生育率とは、生産に適する婦女（15～49歳）が生育期間（15～49歳）に産んだ子どもの平均数である。  
出典) 内政部統計処『内政統計年報』（各年）による。

このような養女問題に対処するために、1973年に児童福利法<sup>38</sup>が制定され、養親が養子に対して不正な行為を行った場合、利害関係者あるいは児童福祉主管機関は、法院に後見人の選任ないし裁判離縁を請求できるようになった（児福旧19・21）。同法は、さらに、養親が養子に対して売春斡旋・傷害・自由妨害等の罪を犯した場合、その刑を2分の1加重すると規定した（児福旧25）。1985年には民法を改正し、養子縁組の成立要件に法院の認可を追加することで、養子となる者に不利な縁組を事前に排除できるようにした（民旧1079IV）。加えて、遺言養子縁組を廃止し、一定の条件の下での死後離縁も認めたため（民旧1080V）、子の利益に配慮したものとなってきたといえる<sup>39</sup>。しかし、「子のため」の養子縁組制度が確立されるには、2007年の民法改正を待たなければならなかった。85年改正法がもはや社会の変遷に対応しきれなくなったばかりでなく、国連において、1989年に児童の権利に関する条約が採択され、採択国のほとんどが「子の

<sup>38</sup> 児童福利法は1973年に制定されたもので、12歳未満の未成年者を保護の対象としている。数回の改正を経た後、最終的に2003年に児童及少年福利法の制定により、少年福利法（12歳以上18歳未満の者を対象）とともに廃止された。

<sup>39</sup> 立法院秘書処編『民法親屬編部分条文修正及民法親屬編施行法修正案（上册）』（立法院秘書処、1985年）3頁は、養子の利益を保護することを改正原則のひとつとして掲げている。

利益のため」という立法原則に従って養子法の改正を実現させたことから、台湾でもさらに改正する必要があると認識されるに至った<sup>40</sup>。そこで、2007年の改正では、「未成年養子の最善の利益」がようやく養子縁組制度の最高の原則として位置づけられ、縁組にせよ離縁にせよ、法院はこれを判断基準として審理しなければならないとされた（民1079の1・1080III・1081II）。そのほかの重要な内容として、未成年養子との協議離縁に法院の認可を必要とすること（民1080II）、死後離縁を原則的に認めること（民1080の1）、裁判離縁の事由を養親か養子のいずれかに有利になることのないようにしたこと（民1081I）が挙げられる。こうして台湾の養子縁組制度は、諸外国の立法動向に従い、「子のため」の制度として整備された。もっとも、成年養子縁組制度が存続しているため、現行法は「宗のため」や「親のため」の養子を排除してしまっただけではない。

## 第2節 現行法下の養子縁組制度

台湾の現行法における養子は、1種類しかない。養子となる者の年齢によって、未成年養子縁組と成年養子縁組に分けることができるものの、成立要件および法的効果はいずれも同様である。養子となる年齢に制限はないが、養親となる者は、成人であり（民12、成人年齢は20歳）かつ原則として養子となる者より20歳以上年上でなければならない（民1073I）。家庭の平穏や円満な夫婦関係を保つため、養子となる者に配偶者がいる場合には、縁組について配偶者の同意が必要となるが（民1076）、養親となる者に配偶者がいる場合には、縁組は夫婦共同ですべきものとされる（民1074）。ただし、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合には、例外的に単独縁組を認め（民1074但書）、また、養親子間の最低限の年齢差を16歳としている（民1073II）。そのほかに、縁組には養子となる者の実親の同意および法定代理人の代諾や同意が不可欠とされる（民1076の1・2）。親に恵まれない子どもの縁組を促進するために、縁組の実質的要件は緩和されている。例えば、夫婦共同縁組における年齢差の要件について、夫婦の一方と20歳以上の年齢差があれば、他方とは16歳以上でよい（民1073

<sup>40</sup> 法務部法律事務司編『民法親屬編研究修正実録——収養部分』（法務部、2005年）1頁。

I 但書)、実親が養育義務を果たしていないなら、その同意が不要とされる(民1076の1 I 但書)。なお、近親者間の縁組は、民法1073条の1によって制限されている。

養子縁組の成立には、書面の作成および法院の認可を要する(民1079 I)。台湾民法は、縁組について契約的構成を採っているが、法院の認可がなければ縁組契約の効力は生じない(民1079の3)。すなわち、官庁宣言型を採用したわけではないものの、公的機関の関与を不可欠なものとしている。法院は、認可を行う際に、未成年養子縁組の場合には、養子となる者の利益に適切に配慮し(民1079の1)、成年養子縁組ならば、その実親の権利・利益を斟酌すべきものとされている(民1079の2)。なお、養子となる者が18歳未満の場合、法院は、試験養育の許可を行う一方(児童及少年福利14 III)、専門機関に対して訪問調査を命じる義務を負っている(同IV)。これは、成年養子縁組手続にはないものである。加えて、台湾の家事事件では、日本のような調査官制度が設置されていないため、養子となる者が成人の場合の認可手続は比較的簡便である。

養子縁組によって、養子は養親の嫡出子たる身分を取得すると同時に(民1077 I)、実親との一切の権利義務関係が終了する(同II)。したがって、法院が認可の審査において養子となる者の利益や実親の利益を慎重に考慮することは、それなりに重要であり、縁組に実親の同意を要するものそのためである。このように法的親子関係の併存が認められないため、重複縁組関係も当然禁止されている(民1075)。

## 第2章 台湾における養子縁組の実態と現実の機能

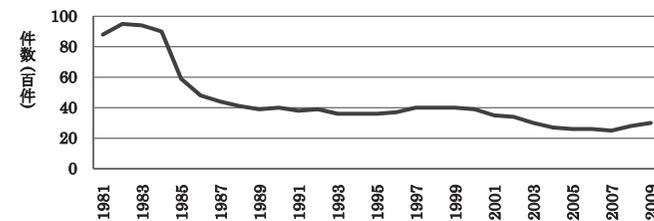
本章では、既存の統計資料や調査結果のほかに、一連の養子縁組認可裁定書を分析することにより、台湾における養子縁組の実態を把握し、その特徴を明らかにする。台湾養子法の「制度的特徴」を探求するには、養子縁組の「現実的特徴」を知ることが不可欠である。

### 第1節 概要

台湾では、戸籍上の登記は養子縁組の成立要件でなく、証明手段のひとつにすぎない。とはいえ、図表7の認容件数と図表6の登記件数がほぼ一

致しているので、図表6は、台湾における養子縁組の趨勢を的確に表しているといえよう。図表6により、台湾における養子縁組の登記件数は、全体的に減少傾向にあることがわかる。1985年までは年間約9千件の登記があるが、1985年に入ると急減しており、前年より34%減少している。1985年の民法改正において、法院の認可が縁組の成立要件に追加されたことがその原因ではないかと推測される。その後、養子縁組登記件数は、若干増減があるものの、年間3千5百件から4千件で推移している。しかし、2002年以降、登記件数は再び減少しており、2004年には3千件を下回り、2007年にこれまでで最少となった。なお、ここ2年間は微増している。

図表6 【台湾】養子縁組登記件数の推移



年度	養子縁組 登記件数	養子の性別		年度	養子縁組 登記件数	養子の性別	
		男	女			男	女
1981年	8,837			1996年	3,777		
1982年	9,524			1997年	4,015	1,875	2,140
1983年	9,424			1998年	4,083	1,864	2,219
1984年	9,017			1999年	4,042	1,854	2,188
1985年	5,954			2000年	3,988	1,843	2,145
1986年	4,836			2001年	3,510	1,703	1,807
1987年	4,432			2002年	3,453	1,696	1,757
1988年	4,185			2003年	3,072	1,468	1,604
1989年	3,987			2004年	2,752	1,339	1,413
1990年	4,035			2005年	2,658	1,342	1,316
1991年	3,873			2006年	2,626	1,243	1,383
1992年	3,929			2007年	2,540	1,230	1,310
1993年	3,676			2008年	2,889	1,425	1,464
1994年	3,630			2009年	3,003	1,465	1,538
1995年	3,654						

出典) 内政部戸政司による。

図表7 【台湾】養子縁組に関する法院の処理

年度	既済事件の終局区別							訪問調査 嘱託件数
	総数	認容	一部認容	却下	取下げ	移送	その他	
2000年	5,121	3,888	6	710	512	5	—	3,503
2001年	4,583	3,495	7	559	508	8	6	3,985
2002年	4,428	3,325	5	559	529	8	2	4,012
2003年	3,926	2,965	8	458	490	3	2	3,370
2004年	3,554	2,653	10	450	435	5	1	3,460
2005年	3,440	2,516	5	481	404	32	2	3,164
2006年	3,327	2,466	7	424	379	46	5	3,346
2007年	3,302	2,488	2	406	350	52	4	3,073
2008年	3,894	2,990	2	386	429	81	6	3,862

出典) 司法院『司法統計年報』(各年)、内政部児童局『中華民國兒童福利統計年報』(各年)による。

前述のように、台湾では、すべての養子縁組に法院の認可が必要とされている。図表7は、2000年から2008年までの地方法院による養子縁組の審査結果である。養子縁組の認容件数は減少しているものの、各年の認容率は75%前後で推移している。養子となる者が18歳未満の場合には訪問調査が行われるが、それによれば、各年度の調査嘱託件数は既済総数とかなり近くなっている<sup>41</sup>。それに加えて、近年の台湾における養子縁組の実態を明らかにするため、筆者は、2007年に各地方法院に認可された養子縁組の裁定書を集め、その内容を分析した（以下「裁定書の分析」という）<sup>42</sup>。もっとも、すべての裁定書が公表されているわけではなく、また、公表されても理由が掲載されていないものもあるので、その結果に偏りがあることは否定できない<sup>43</sup>。とはいえ、素材は1,270件に達しており、大勢を把握

<sup>41</sup> 条文上、訪問調査の必要な縁組は養子となる者が18歳未満の場合に限られるが、筆者が分析した裁定書に関する限り、養子となる者が既に18歳に達した未成年養子縁組の事例においても、訪問調査が行われたものが少なくない。

<sup>42</sup> 司法院法学資料検索システムホームページ：<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm/> 参照。

<sup>43</sup> 司法院は、養子縁組に関する裁定書を公表するか否かは、養子となる者が成人しているかどうかによって、機械的に判断するという。すなわち、未成年養子縁組の事例は原則として公表されない。ただし、関係者の氏名を隠せば、養子となる者のプライバシーを保護する目的は達せられるわけであるので、公表されている事例もある。

するのに有用だと思われる。その1,270件の養子縁組の内訳は、未成年養子縁組が885件、成年養子縁組が385件である<sup>44</sup>。ここから、台湾における養子縁組には、未成年養子縁組が多数を占めていることが看取できる。

## 第2節 未成年養子縁組

近年の台湾における未成年養子縁組の実態を解明するには、裁定書の分析に加えて、王枝燦による研究（以下「王論文」という）<sup>45</sup>と陳若喬・王枝燦の共同研究（以下「陳王論文」という）<sup>46</sup>を参考にすることが有用である。いずれも、児童福利聯盟文教基金会（以下「児盟」という）がとり扱った未成年養子縁組の事例を分析したものである。児盟は、1992年から養子縁組事務に携わり、電話相談、養親研修、養子斡旋等の事業を行っている。また、未成年養子縁組の事例に関する訪問調査を法院または地方自治体から委託されている。王論文は、1998年から2001年まで児盟が受け付けた有効な法定代理人からの電話相談記録1,394件を分析して、子どもを養子に出す原因を探っている。また、陳王論文は、1993年から2001年までに児盟が行った訪問調査2,689件をもとにして、近年の台北市における未成年養子縁組の実態を明らかにしている。王論文は、法定代理人が児盟を通して子どもを血縁のない第三者に託そうとする事情にかかわるものなので、もっぱら他児養子縁組に関する研究といえる。もっとも、連れ子養子縁組にせよ親族養子縁組にせよ、父母が未婚出産や離婚等の理由で、仕方なく子を養子に出すのは普通のことであり、これらの事情は、他児養子と共通する。したがって、王論文によって台湾における養子縁組の現状を普遍的に説明しうると思われる。他方、陳王論文が分析対象としている訪問調査は、養親間にとどのような関係があるかを問わず、すべての未成年養子縁組について実施されるものであるため、陳王論文を総合的な未成年養子縁組に

<sup>44</sup> 注43で述べたように、未成年養子縁組の事例は原則として公表されない。したがって、実際に認可を得た未成年養子縁組の数は、885件より多いはずである。

<sup>45</sup> 王枝燦「家庭面臨『出養事件』之因素與需求分析」児童福利期刊4号（2003年）111頁。

<sup>46</sup> 陳若喬=王枝燦「生的放一邊、養的卡大天——台北市收養概況與變遷」児童福利期刊5号（2003年）17頁。

関する研究として位置づけたい。なお、陳王論文の調査時期と調査地域に偏りがあるのは事実だが、裁定書の分析とほぼ結果が重なるため、現在の全国的状況を反映していると解してよいであろう。以下では、陳王論文の分類に従い、養親となる者が台湾人か外国人かを区別して考察する（図表8）。だがその前に、子どもを養子に出そうとする法定代理人の背景や事情を確認しておく。

王論文では、実父母が既に交際を絶ったか、実父が行方不明である等の理由によって、1,019件の実父に関するデータが不明であり、実母の249件よりはるかに多い。このことから、多くの養子縁組では、実際に縁組相談をし、未成年者の代わりに縁組を結ぶのは実母であり、実父はあまりかかわっていないことがわかる。実母の事情に焦点を当ててみれば、養子となる者の実母は、51.6%が未成年者であり、58.7%が未婚者である（図表9・10）。多くの実母は、養子縁組によって、未成年出産および未婚出産の問題を解決しようとしていると考えられている<sup>47</sup>。また、養子となる者の身元については、「実母が未婚出産」がもっとも多いが、「父母が離婚または死別」している場合や「父母が正常な婚姻関係を営む」場合も、相当割合を占める（図表11）。「離婚または死別」している場合ばかりでなく、「正常な婚姻関係を営む」場合であっても、子どもが養子に出される可能性があることは注目されるべきであろう。法定代理人が子どもを養子に出す理由については、「経済問題」が1位であり、「家族が協力できない」、「子どもの世話ができない」、「しつけ問題」等がそれに続いている（図表12）。これらのことから、子育てを行う実親にとっては、家族の協力や支援が重要であり、経済的安定や精神的余裕が支えとなっているといえよう。そのほか、「子どもに安定した家庭を与えたい」、あるいは「子どもの将来の成長を考える」等、「子のため」を思って養子に出すという者も少なくない。

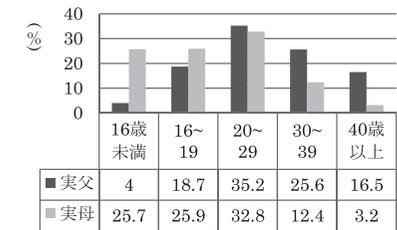
<sup>47</sup> 王・前掲注45)117頁。聯合晚報2007年11月28日8面は、多くの未成年の実親の家庭は、経済的問題を抱えており、家庭としての機能も不十分であるという。そのため、未成年の母の多くは、学校に通いながらアルバイトをしている。しかし、結局は学業、仕事と子育てが両立できないと痛感し、仕方なくその子どもを養子に出してしまうことになる。なお、同2007年11月20日5面によれば、未成年の母の中には、勝手に子育てを放棄する者もいるそうである。

図表8 未成年養子縁組の組合せ

養親 国籍	養子 国籍	件数	割合
台湾	台湾	1,823	67.8
	中国	72	2.7
外国	台湾	794	29.5
総数		2,689	100.0

出典) 陳王論文23頁、図表3による。

図表9 未成年養子縁組における実親の年齢



出典) 王論文118頁、図表3による。

図表10 未成年養子縁組における実親の婚姻状況



出典) 王論文118頁、図表3による。

図表11 未成年養子縁組における養子となる者の身元

養子となる者の身元	件数	割合
実母が未婚出産	765	56.8
父母が離婚または死別	263	19.5
父母が正常な婚姻関係を営む	239	17.7
不倫により産まれた子ども	43	3.2
実母の自由意思によらない妊娠	21	1.6
その他	16	1.2
総数	1,347	100.0
不明	41	

出典) 陳王論文23頁、図表3による。

図表12 未成年養子縁組における養子に出す理由

養子に出す理由	該当件数	割合
経済問題	792	56.8
家族が協力できない	686	49.2
子どもの世話ができない	653	46.8
しつけ問題	565	40.5
子どもに安定した家庭を与えたい	375	26.9
子どもの将来の成長を考える	297	21.3
家族が受け入れない	93	6.7
妊娠中絶したくない又はできない	94	6.7
子どもがいることを家族に知られたくない	72	5.2
伴侶が養子となる者を排斥する	60	4.3
子どもとの関係が疎遠になった	44	3.2
子どもが特殊な疾病になった	41	2.9
その他	188	13.5

出典) 王論文120頁、図表4による。

1 台湾人養親のケース

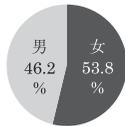
図表13によれば、養子となる者の性別は、女子が男子より若干多く、図表6に示した登記件数の結果と一致している。養子となる者の年齢は、0歳の乳児が33%超ともっとも多く、次いで6歳から11歳の者が25.8%を占めている(図表14)。これに対し、養親となる者は、男性が女性よりも多く(図表15)、裁定書の分析では、男女差がさらに大きいとの結果が得られた(男性58.3%)。当該結果を詳しくみると、とりわけ夫が妻の子を養子とす

図表13 未成年養子縁組における養子となる者の性別

台湾人養親ケース

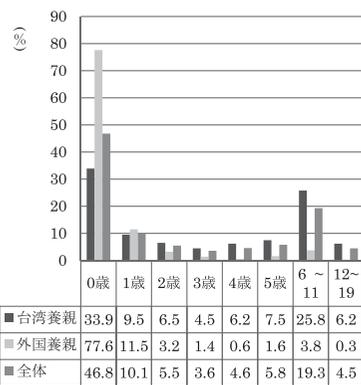


外国人養親ケース



出典) 陳王論文23頁、図表5による。

図表14 未成年養子縁組における養子となる者の年齢



出典) 陳王論文24頁、図表6による。

図表15 未成年養子縁組における養親となる者の性別

台湾人養親ケース

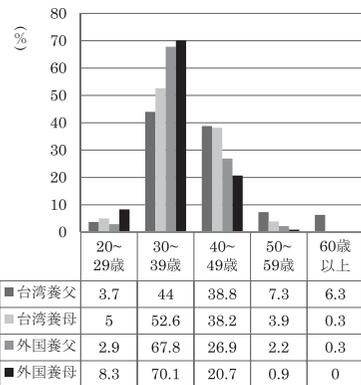


外国人養親ケース



出典) 陳王論文24・25頁、図表7・8による。

図表16 未成年養子縁組における養親となる者の年齢



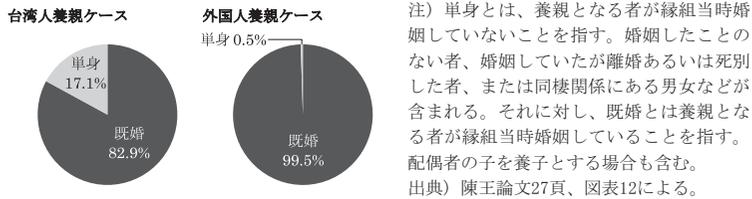
出典) 陳王論文24・25頁、図表7・8による。

る場合が、妻が夫の子を収養する場合よりも著しく多く、94件対23件となっており、前述の男女差は、これが主たる原因であると思われる。養親となる者の年齢に関しては、養父養母のいずれも30代の者がもっとも多く、それぞれ44%と53%を占めている。続いて、40代の者がともに38%となっている(図表16)。養親となる者がおおよ30代・40代の者だということは、台湾における晩婚化の傾向や、不妊治療に失敗してから縁組を考え始めるという実態、あるいは、再婚者による縁組の多さ等にかかわっている。そして、養親となる者で婚姻している者は、8割を占めている。それは、養子となる者が両親の揃った家庭で生活を送っていくことを意味する。とはいえ、単身者も17%を占めており、片親の養育問題が生じかねない(図表17)。

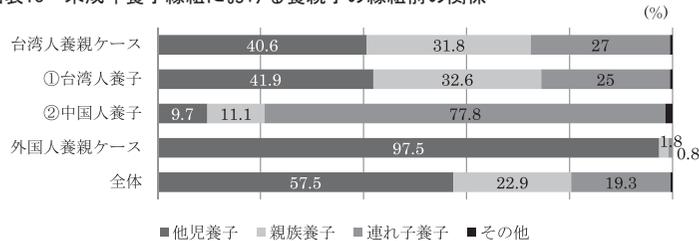
図表18は、未成年養子縁組における養親子間の元の関係を示している。台湾人養親のケースでは、他児養子縁組がもっとも多いが、親族養子縁組や連れ子養子縁組も少なくない。それぞれ41%・32%・27%前後であり、いずれかが突出して多いとはいえない。しかし、養子となる者が中国人である場合に注目すれば、連れ子養子縁組が圧倒的に多い。なお、関係別によって養子となる者の年齢の特徴を観察すると、他児養子の場合には0歳の者がほとんどだが、親族養子の場合には0歳の者に加えて6歳から11歳の者が比較的多くみられ、さらに、連れ子養子の場合には6歳から11歳の者が半分以上を占めている。この結果は、図表14の結果と呼応している。すなわち、血縁関係のない者を養子とするなら、その子どもが幼ければ幼いほどよい。他方で、連れ子を養子とする場合には、通常、その配偶者の再婚が前提となるため、その子どもは一定の年齢に達していることになる<sup>48</sup>。また、親族養子縁組の場合に、出産前に既に縁組を約束しているか、または、離婚等によって子どもを養育できなくなった親族を援助するために縁組を望む者がいると推測しうる。したがって、親族養子の年齢分布は、他児養子および連れ子養子のそれと共通するところがある。

<sup>48</sup> 例えば、内政部は2008年の新婚夫婦の平均年齢を男女別、初婚・再婚別によってまとめている。その結果、男性の平均初婚年齢は31.1歳で、女性は28.4歳であるが、男性の平均再婚年齢は43.5歳で、女性は37.4歳である。すなわち、再婚するときの連れ子の年齢は、通常10歳前後と推測される。内政部統計処ホームページ：<http://www.moi.gov.tw/stat/index.aspx/> (検索日：2010年6月3日)。

図表17 未成年養子縁組における養親となる者の婚姻状況

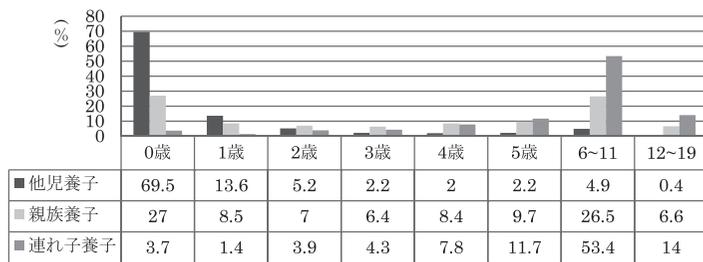


図表18 未成年養子縁組における養親子の縁組前の関係



出典) 陳王論文28頁、図表14～16による。

図表19 未成年養子縁組における養子となる者の年齢（縁組前の関係区分別内訳）



出典) 陳王論文29頁、図表17による。

## 2 外国人養親のケース

陳王論文によれば、児盟が行った訪問調査のうち、3割は外国人が台湾人の子どもを養子とするケースである（図表8）。裁定書の分析でも同様で、未成年養子縁組885件に対し、外国人養親のケースは221件に達しており、約4分の1を占めている。以下では、このような外国人養親による未成年養子縁組について分析する。

外国人養親と台湾人養親のいずれのケースでも、養子となる者は、女子が男子よりも若干多い（図表13）。しかし、外国人養親のケースでは、養子となる者は、ほとんどが2歳未満の乳幼児である（図表14）。他方、養親となる者については、台湾人養親のケースと同様に、年齢が30代・40代に集中しており、しかもほぼすべてが既婚者である（図表16・17）。加えて、養親子間に血縁関係のない例がほとんどである（図表18）。以上のことから、外国人養親による未成年養子縁組の典型的態様が明らかになる。すなわち、50歳未満の外国人夫婦が共同して2歳未満の台湾人の子どもを養子に迎えている。なお、裁定書の分析においても、外国人養親による夫婦共同縁組は95.9%に達しており、このような典型的態様は、陳王論文の結果とも合致する。しかし、養子となる者が2歳以上のケースは、陳王論文における結果の倍に上っている（23.18%）。

## 第3節 成年養子縁組

台湾における成年養子縁組の実態については、先行研究がまったくないため、それを明らかにするには裁定書の分析が唯一の手掛かりとなる。筆者が集めることのできた裁定書は385件だが、外国人養親のケースはわずか4件しかない<sup>49</sup>ので、それについて有意な分析を行うことはできないと考えられる。そこで、以下では、養親となる者が台湾人であるケースに限って考察する。

図表20によれば、養子となる者のほとんどは台湾人だが、中国人もみられる。中国人養子においては、連れ子養子が6割（9件）を占めており、養親は全員男性、養子は全員女性である。また、連れ子養子縁組において、養親が80歳以上のケースは8件だが、養子の年齢では20代の者が多くなっている（20代6件、30代1件、40代1件、50代1件）。つまり、80歳以上の台湾人男性がそれより若い中国人女性と結婚してその20代の娘を養子とするのが典型であり、これが、台湾における中国人成年養子縁組の特徴といえる<sup>50</sup>。

<sup>49</sup> 4件はすべて単独縁組だが、明らかに連れ子養子であるケースは3件である。また、養親となる者の国籍・性別は、日本人男性3名、タイ人女性1名である。

<sup>50</sup> 新聞報道によれば、中国人女性が縁組を用いて台湾に来て売春する事例があれば

成年養子となる者については、男女がほぼ同数であり、20代の者が約半数を占め、さらに年齢の上昇に従って縁組件数が減少するという特徴がみられる（図表21・22）。養親については、男性が女性よりも明らかに多く（62.1%、図表23）、70歳以上の者が最多である（39.1%、図表24）。また、70歳以上の者が養親となる縁組のうち、それが男性（養父）であるケースが多数を占めている（男性89件・女性30件）。ところで、台湾民法は、成年者を養子とする場合でも、夫婦は共同して縁組しなければならないとしている。しかし、図表25によれば、成年養子縁組の大半は単独縁組であり、この場合の養親は、男性が女性の約2倍である。総じて、台湾では、老年の男性が単独で成年養子をとることが多い。

裁定書から養親子の縁組前の関係を分析すると<sup>51</sup>、成年養子縁組における親族養子縁組は18.3%、連れ子養子縁組は37.7%である。近所同士や父の同僚等、血縁関係がないと考えて差し支えない縁組は10件あるが、それに「関係不明」の81件を加えれば、他人養子縁組（成人を養子にするものであるため、ここでは「他人養子」という語を用いる）は、44%と推定される（図表26）。もっとも、これは「関係不明」をすべて血縁のないものとしてそのまま加えた数字なので、実際には、親族養子縁組と連れ子養子縁組の比率はそれより高く、他人養子縁組の比率は低くなる可能性がある。さらに、図表27・28は、縁組前の関係区分別による養子と養親の年齢分布を示しているが、際だって多いものについて、以下の2点を指摘しておく。第1に、連れ子養子縁組の場合、養子は20代の者が非常に多い（61.5%）。再婚時の年齢にもよるが、養子縁組という重大な身分変動にかかわる決定は、連れ子が成人して思慮に堪えうるようになってから、本人に委ねた方

（聯合報2001年8月28日20面）、台湾人男性がその遺産を中国人の親族に相続させる意図で中国人女性と縁組した疑いがある事例もある（同2000年1月28日19面）。いずれも特殊な例であろう。

<sup>51</sup> 裁定書の分析において養親子の縁組前の関係を分類するにあたり、理由が書かれないこともある台北・台中・高雄地方法院の裁定書は除き、参照価値があるものだけを抽出した。このような裁定書は207件あるが、理由が詳細に記載されているものもあれば、簡略なものもある。ここでは、養子が親族か連れ子かを明確に記載していないものについて、養親間に血縁関係がないものとして扱った。

がよいという考慮もあるように思われる。第2に、他人養子縁組の場合に、70歳以上の養親が半数近くに上っている。おそらく、この世代の者は、老後の扶養や跡継ぎを強く希求し、幅広く養子適格者を探すからであろう。

図表20 成年養子縁組における養子の出身

養子の出身	件数	割合
台湾	365	95.8
中国	15	3.9
不明	1	0.3
総数	381	100.0

図表21 成年養子縁組における養子の性別

養子の性別	件数	割合
男	207	50.6
女	202	49.4
総数	409	100.0
不明	9	

図表22 成年養子縁組における養子の年齢

養子の年齢	件数	割合
20～29歳	198	48.1
30～39歳	103	25.0
40～49歳	70	17.0
50～59歳	35	8.5
60歳以上	6	1.4
総数	412	100.0
不明	6	

図表23 成年養子縁組における養親の性別

養親の性別	件数	割合
男	213	62.1
女	130	37.9
総数	343	100.0
不明	79	

図表24 成年養子縁組における養親の年齢

年齢	総数		養父		養母	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
30～39歳	1	0.3	1	0.5	0	0.0
40～49歳	65	17.0	33	16.3	24	19.7
50～59歳	110	28.9	53	26.1	43	35.2
60～69歳	56	14.7	27	13.3	25	20.5
70歳以上	149	39.1	89	43.8	30	24.6
総数	381	100.0	203	100.0	122	100.0
不明	41		4		2	

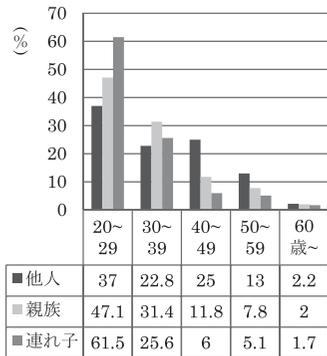
図表25 成年養子縁組における共同縁組と単独縁組の件数

	養親の性別	件数	割合
単独縁組	男	172	89.2
	女	89	
	不明	79	
共同縁組		41	10.8
総 数		381	100.0

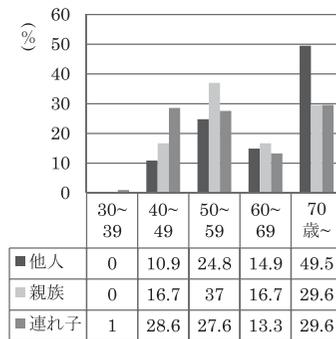
図表26 成年養子縁組における養親子の縁組前の関係

養親子の関係	件数	割合
親 族	38	18.3
連れ子	78	37.7
他 人	10	44.0
不 明	81	
総 数	207	100.0

図表27 成年養子縁組における養子の年齢（縁組前の関係区分別内訳）



図表28 成年養子縁組における養親の年齢（縁組前の関係区分別内訳）



第4節 小括

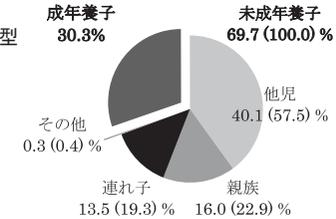
ここまで、未成年養子縁組（第2節）と成年養子縁組（第3節）を区別し、それぞれの現状について分析してきた。本節では、それぞれの結果をもとに、台湾における養子縁組の現実の機能について考察する。

台湾における養子縁組では、未成年養子縁組が多い（図表29）。養子となる者は、約半数が1歳未満の乳児であり（図表14）、台湾人に引きとられる者と外国人による者がほぼ同数である<sup>52</sup>。乳児養子縁組において、養親となる者は、通常夫婦であり、養子となる者と何らの繋がりもないものの、「産めない」や「子どもが好き」等の理由で縁組を行おうとする。と

<sup>52</sup> 陳王論文によれば、養親となる者が台湾人の場合は768件であるが、外国人の場合は774件である。

りわけ外国人養親のケースは、ほとんどがこれに当たる（図表30）。このように、外国人養親のケースは、もっぱら他児を養子としているのに対し、台湾人養親のケースでは、養子縁組の種類が渾然としている。その中でも他児養子縁組がもっとも多く、しかも増加する傾向にあるが<sup>53</sup>、親族養子

図表29 【台湾】養子縁組の類型



図表30 未成年養子縁組における養親となる者の縁組動機

縁組動機	台湾人養親		外国人養親	
	該当件数	割合	該当件数	割合
産めない	849	45.8	705	89.7
子どもが好き	450	24.3	395	50.3
配偶者の子のため	482	26.0	6	0.8
家族や友人を援助	315	17.0	10	1.3
人付き合いがほしい	192	10.4	67	8.5
親の感情が生じた	211	11.4	3	0.4
〔伝宗接代〕	155	8.4	0	0.0
改姓	84	4.5	0	0.0
その他	61	3.3	3	0.4
財産の引き継ぎ	38	2.1	1	0.1
息子又は娘が欲しい	37	2.0	2	0.3
〔認祖帰宗〕	33	1.8	0	0.0
有効件数	1,854	100.0	786	100.00

注) ここでいう認祖帰宗とは、自分の父または母が他人の養子となっているため、当該縁組により養孫となった者が、後に、実方との親族関係を回復してその氏を名乗るために、父または母の実方の兄弟と縁組することであると考えられる。もしくは実子養子縁組を指すようだが、詳しくは不明である。  
出典) 陳王論文30頁、図表18・19による。

<sup>53</sup> 2008年児盟の調査によれば、他児養子縁組が44%、連れ子養子縁組が30%、親族養子縁組が24%となる。児盟ホームページ: <http://www.children.org.tw/> (検索日: 2008年5月16日)。

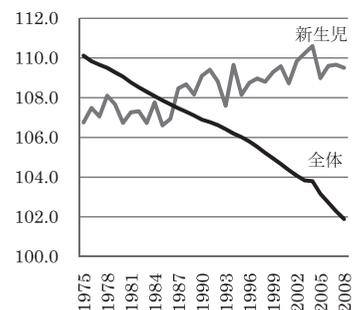
縁組と連れ子養子縁組も看過できない存在である。図表30によれば、台湾人養親の縁組動機において、「配偶者の子」だから、あるいは、「家族や友人を援助」するためというものが少なくないが、これも親族養子縁組や連れ子養子縁組が重要な位置を占めることのひとつの証左である。なお、「人付き合いがほしい」、「財産の引き継ぎ」、「息子又は娘が欲しい」等を理由とする「親のため」の養子縁組、あるいは、「跡継ぎをとる」という「宗のため」の養子縁組は、比較的少ない。

成年養子縁組は、養子縁組全体の3割を占めている。養子は男女ほぼ同数だが、養親は男性がはるかに多く、しかも単独での縁組が大半である。連れ子を養子とすることがその一因かもしれない。また、養親の縁組動機に言及している裁定書45件を分析すると、扶養してほしい、面倒をみてほしいというものが25件、子がいないためというものが13件、また、跡継ぎをとるためというものが9件となっており、老後の扶養と跡継ぎの確保は、成年者を養子とする主な目的であるといえる。なお、養子のため、例えば、養子に安心して教育を受けさせるために縁組することもある（3件）。他方、養子の縁組動機については、それに言及している裁定書はわずかに5件しかない。参考までに述べると、養親の養育の恩に報いるために養子となることが多い。また、元の宗に復帰する（〔認祖帰宗〕という）ために、同宗者との縁組によって姓を変える、あるいは、何らかの理由で継父の姓を名乗りたい等、改姓のために養子となることもある。

なお、台湾における養子縁組の当初の目的である伝宗接代について補足したい。跡継ぎを確保するための養子が台湾社会の現代化に伴って減少していることは、数値としては明らかである。しかし、伝宗接代という伝統的観念が台湾の人々に共有されなくなってきた、とまではいえないだろう。前述のように、養子縁組によらず、契約をもって服喪および祭祀を義務づけることによって、伝宗接代の使命を果たすことが、慣行になりつつある。私事ながら、筆者の親族においても、そのような例がある。また、図表31が示すように、台湾における新生児は、男子が女子よりずっと多く、その差が拡大の一途をたどっている。さらに、台湾人は男子を産むために、何人もの子どもを産んでもなお出産しようとする傾向があることは、図表32からわかる。ちなみに、台湾では、男子を妊娠した妊婦は、素直に「おめでとう」といわれるのに、女子を妊娠した妊婦は、「娘もよいだろう。

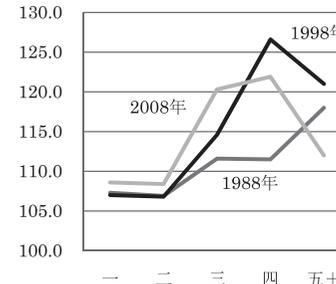
思いやりがあるから」等といわれることが多い。このような差別的意識は、台湾社会において未だに潜んでいる。では、伝宗接代の思想は養子縁組にどのように反映しているのか。2007年から2009年にかけて司法院のウェブサイトに掲載された認可の申立に関する裁定書のうち、伝宗接代という目的が明示されたものは30件ある<sup>54</sup>。そのうち、親族養子縁組は15件だけであり、しかも、父方の叔父が父方の甥を養子とするものはわずか5件にすぎない。このことから、今日の台湾人は、伝宗接代のために養子をとる場合であっても、もはや血統にこだわってはいないことがわかる。すなわち、血縁のない者であろうが異姓であろうが、一応祭祀を続けてくれる人があればよいと考えているものと思われる。したがって、中国の伝統法においてもっとも特徴的な異姓不養の原則は、既に過去のものになったといえよう。また、未婚の女性が単独で養親となるものもあれば（2件）、男子でなく女子を養子にとろうとするものもある（2件）。伝宗接代の責務を果たすものとしては、異例といえる。

図表31 【台湾】性別割合の推移



注) 性別割合とは、女性百人に対する男性の人口数である。  
出典) 内政部戸政司による。

図表32 【台湾】新生児の性別割合 (生まれ順別)



出典) 内政部戸政司による。

<sup>54</sup> 30件に対し、棄却されたのが7件であり、また、未成年養子縁組の事例が22件である。

以上のように、台湾における養子縁組は、現実において、婚外子や棄児等の恵まれない子どもに親を与えるため（子のため）に機能していると同時に、老後の扶養あるいは跡継ぎの確保のため（宗のため・親のため）にも利用されている。なお、新聞記事も、そのほかの興味深い縁組動機について報じている。それによれば、養親となる者には、臓器移植のため<sup>55</sup>、迷信に基づき運命を変えるため<sup>56</sup>、あるいは、外国人の家政婦を合法的に滞在させるために<sup>57</sup>養子をとろうとする者もいるという。他方、養子となる者には、兵役を免れるため<sup>58</sup>、原住民や少数民族の身分を得るため<sup>59</sup>、また、教職員の子どもとなって養親の勤める学校に優先的に入学するために<sup>60</sup>養子となろうとする者もいるとされる。しかし、このような便宜的な養子縁組は、法院の審査によって排除されることになる。

---

<sup>55</sup> 聯合晩報2003年7月15日4面。人体器官移植条例は、器官を5親等内の血族または配偶者限り移植しようと規定している（同条例8 I ②）。

<sup>56</sup> 聯合報2004年6月3日B4面・同2002年11月27日20面。

<sup>57</sup> 聯合報1992年5月27日6面。

<sup>58</sup> 聯合報2004年8月3日A5面。

<sup>59</sup> 聯合報2004年3月13日B2面・同1990年6月25日11面等。原住民の身分を取得すれば、入学試験や国家試験において採点が有利となる、助成金が支給される、55歳から老年年金が支給される等の様々な利点がある。

<sup>60</sup> 聯合報1996年7月17日16面。